関係府省提出資料

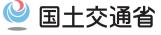
通番	ヒアリング事項	府省	ページ
30	下水道法に基づく計画の変更手続等の見直し	国土交通省、環境省	1
18	ダイオキシン類の汚染状況の公表の義務付け等の廃止	環境省	23
15	脱炭素社会実現に係る各計画の統廃合及び策定支援	環境省	25
34	中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策 定及び経営力向上計画の認定に係る権限の移譲	経済産業省	31
33	地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計 画等の一体的な策定	消費者庁	40
9	国民健康保険等の一部負担金の軽減に係る申請を不要とする見直し	厚生労働省	52
10	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の停廃 止に係る通知方法の明確化	厚生労働省	57
13	障害者及び障害児関係の計画に係る計画期間の延長 等	内閣府、厚生労働省	58
20	と畜検査員が行う検査の一部を簡略化できることとする 見直し	厚生労働省	61

下水道法に基づく計画の変更手続等の見直し(重点番号:30)

- ①流域別下水道整備総合計画の計画変更要件の緩和【管理番号:35】
- ②下水道事業計画の軽微な変更の範囲に関する見直し【管理番号:106】

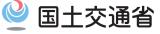
令和3年10月5日 国土交通省水管理·国土保全局





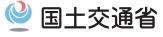
①流域別下水道整備総合計画の計画変更要件の緩和[管理番号:35]

第1次回答を踏まえた提案団体からの見解



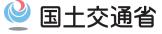
- 〇当県においては、隣県にまたがる海域を含め、湖沼以外の河川や海域については、下水道整備により将来的に水質基準は達成できる見込みであり、これまで隣県との協議が難航したことはないため、国による利害調整は不要であり、実際に直近の協議で2県間に対して何らかの指示や調整がされたことはなかった。また、国から計画の内容について大きく修正されたことはなく、実質的には確認にとどまっていることから、大臣協議を不要としていただきたい。
- 〇上記の対応が困難な場合でも、2つ以上の都府県にまたがる流総計画について、隣県にまたがる部分における水質基準が達成できる見込みであれば、計画変更を不要とするなど、柔軟な対応を検討いただきたい。なお、仮に隣県にまたがらない水域・海域が協議の対象とならないのであれば、その旨を明確にお示しいただきたい。
- 〇また、当県においては、国との協議が不要となる2つ以上の都府県にまたがらない流総計画の場合は、変更計画の策定まで5年程度である反面、2つ以上の都府県にまたがる流総計画の策定の際は、国との協議に10年以上かかり、直近では策定まで13年を要しており、すぐに次回の更新手続きに入る必要がある。河川関係検討の場合、国に限っても、その相手方である北陸地方整備局、近畿地方整備局及び国土交通省にそれぞれ説明が求められ、その協議のたびに資料修正がある。また、相当の時間がかかるため途中で当県や関係機関も担当者が変わってしまい、説明を一からやり直すなど手戻りが生じている。第1次回答で示された河川関係検討等の手続きの迅速化等については、速やかに対応いただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点



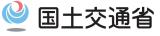
- 〇計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。
- ○1次ヒアリングにおいて、2以上の都府県にまたがる場合の国との協議の必要性について関係都府県間の協議では利害調整に時間を要する可能性があるためとの説明があった。国の関与は必要最小限にすべきであり、関係都府県が合意している場合には、国との協議を不要とするよう積極的に検討いただきたい。
- ○1次ヒアリングにおいて、2以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画の中に2以上の都府県にまたがらない水域等がある場合の当該水域等については協議の対象とならないとの説明があったが、条文上不明確であることから、法令上、協議対象から除外すべきではないか。
- 〇いずれも早急に検討を行い、河川関係検討の手続の迅速化等とあわせて、2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。

提案に対する国土交通省の第2次回答



- ○2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画を策定・変更する場合には、下水道法第2条の2第7項において、国との協議を行うこととされているが、国土交通省としては、引き続き、当該計画に記載されている削減すべき汚濁負荷量の配分等が、環境基本法に基づく水質環境基準の達成に沿う内容であるか等について、国が都府県の区域を越える広域的な観点から確認を行うことが必要と考える。
- ○他方、当該手続きについて、地方分権の観点から、国の関与は必要最小限にすべきであるとのご指摘を踏まえ、**国への協議について報告に見直すとともに、必要に応じ**て、事前に、国は計画内容に対する助言等の対応を行うことができるよう検討して参りたい。
- ○また、2以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画の中に2以上の都府県 にまたがらない水域等がある場合に、当該水域等が協議の対象とならないことについ ては、別途通知を発出して都府県等に周知してまいりたい。
- ○2以上の都府県にまたがる河川の河川関係検討について、<u>一級河川に係る場合は、当該河川を管理する地方整備局と調整するものとし、隣接する地方整備局との調整は不要とするとともに、二級河川のみの場合は、当該河川を管理する都府県と調整するものとし、地方整備局との調整は不要としたい。また、河川関係検討の記載事項等の一部を廃止するとともに、検討期間の目安を示すなど、これらの対応について、<u>別</u>途通知を発出して地方整備局等(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む)並びに都道府県に周知してまいりたい。</u>

流域別下水道整備総合計画について

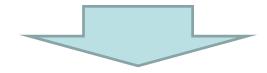


5

- 〇河川等の公共用水域の水質汚濁は、一般に流域内の複数の自治体から放流する汚水に起因する場合も多く、流域全体で取り組む必要があるため、政令で定める要件に該当する場合、<u>都道府県は「流域別下水道整備総合計画」(下水道整備に関する総合的な基本計画)を定めなければならない。</u>
- 〇水質環境基準が定められた河川等の水質の汚濁が2以上の市町村の区域における汚水によるものであり、かつ主として下水道の整備によって当該水質環境基準に達せしめる必要がある場合。

下水道法第2条の2第7項

○都府県は、第一項の規定により<u>二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の都府県の区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画</u>を定めようとするときは、あらかじめ、関係都府県及び関係市町村のあ意見を聴くとともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議しなければならない。



国への協議について報告に見直す方向で検討

・予定処理区:下水道により下水を 排除し、および処理すべき区域

- ・COD(化学的酸素要求量) 海水や湖沼水質の有機物による 汚濁状況を測る代表的な指標
- ・T-N(全窒素)、T-P(全リン)赤潮の発生要因となる物質

B県 C町 A県 A県 終末処理場 水質環境基準 BOD □□mg/L 水質環境基準点

流域別下水道整備総合計画

T-N ▲ ▲ mg/L T-P ■ ■ mg/L

国十交诵省

計画内容に対する助言等の対応について

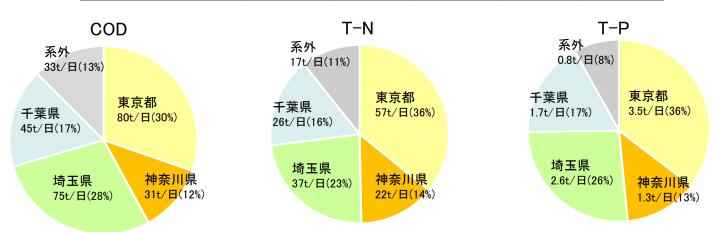
〇都府県が2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画を策定・変更する場 合に、削減すべき汚濁負荷量の都府県間配分について、東京湾、伊勢湾、大阪湾などを 対象に**、国が事前に広域的調整**を実施。

目標汚濁負荷量の都府県配分の事例

○東京湾流域別下水道整備総合計画基本方針(平成19年)

都県別の東京湾流入許容負荷量(単位:t/日)

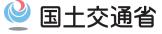
	東京都	神奈川県	埼玉県	千葉県	系外	合計
COD	80	31	75	45	33	264
T-N	57	22	37	26	17	159
T-P	3.5	1.3	2.6	1.7	0.8	9.9



COD(化学的酸素要求量):海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標 T-N(全窒素)、T-P(全リン):赤潮等の発生要因となる物質

6

複数の公共水域等をまとめて対象とする計画について



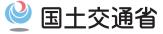
〇下水道法第2条の2第1項

都道府県は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の規定に基づき水質の汚濁に係る環境上の条件について生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準(以下「水質環境基準」という。)が定められた河川その他の公共の水域又は海域で政令で定める要件に該当するものについて、その環境上の条件を当該水質環境基準に達せしめるため、それぞれの公共の水域又は海域ごとに、下水道の整備に関する総合的な基本計画(以下「流域別下水道整備総合計画」という。)を定めなければならない。

下水道法第2条の2第1項の規定により、流総計画はそれぞれの公共の水域又は海域ごとに定めることとされているところ、運用上複数の公共水域等をまとめて対象とする流総計画について、法律上は、一の計画ではなく、複数の独立した流総計画という解釈。

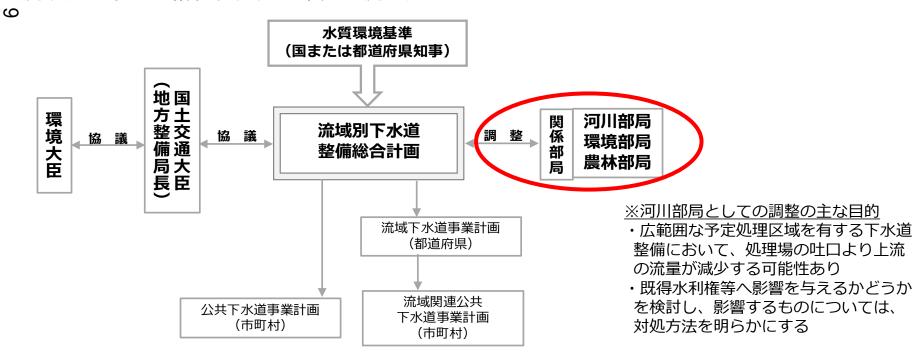
このため、2以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画の中に2以上の都府県にまたがらない水域等がある場合に、協議対象は、2以上の都府県にまたがる計画の部分のみとなることについて、別途通知を発出して都府県等に周知してまいりたい。

流域別下水道整備総合計画に係る調整について



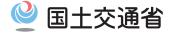
- ○河川部局との調整については、下水道法第2条の2第7項の規定にもとづく国土 交通大臣への協議には当たらない。
- 〇手続きの**迅速化等に向けて、次の対応**を行う。
 - ・二以上の都府県にまたがるときの<u>調整の相手方</u>及び<u>隣接する地方整備局との調整や</u> 本省への報告は不要であることを明確にする。
 - ・調整は、出来るだけ速やかに対応するものとし、その期間は原則として1年以内とする。
 - ・結果とりまとめ(記載事項等)の<u>様式の一部を廃止</u>する。

(流域別下水道整備総合計画の策定の流れ)



参考資料

流域別下水道整備総合計画の計画変更要件の緩和



提案の内容

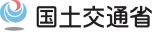
提案団体:石川県ほか

- 〇2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画(以下、「流総計画」)を策定・変更する場合であっても、他都府県の同意があれば国土交通大臣との協議を不要とすること。
- ※上記措置が不可能な場合、以下の措置を求める。
- 〇計画変更が不要な場合の拡大(下水道整備では水質環境基準の達成が困難な場合(例えば当県では、河口付近の湖沼については下水道施設によっては対処できない汚染原因により、仮に計画通り下水道施設を完備したとしても水質環境基準を満たす見込みがない)を類型化し、当該場合には、計画変更を不要とすることなど)。
- 〇地方整備局への河川関係検討を含む事前協議の手続きの迅速化·提出書類 の簡素化。

【制度改正による効果】

策定に係る業務負担の軽減、人員・予算の削減を図ることができる。

提案に対する国土交通省の一次回答



- 〇都府県が2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画を策定・変更する場合には、<u>当該計画に記載されている削減すべき汚濁負荷量の配分等</u>が、環境基本法に基づく水質環境基準の達成に沿う内容であるか等について、国が都府県の区域を越える広域的な観点から確認を行うことが必要であるため、下水道法第2条の2第7項において、国との協議を行うこととされている。
- ○そのため、下水道法第2条の2第7項の協議では、当該観点から、**都府県間 の汚濁負荷量の配分等について確認**していることから、都府県間の合意が あるか否かに関わらず、当該協議の実施が必要である。
- ○なお、ご指摘の具体的な支障事例として掲げられている河川関係検討については、下水道法第2条の2第7項の規定にもとづく国土交通大臣への協議には当たらないが、手続きの迅速化等については、実態を踏まえ、関係部局と調整の上、検討して参りたい。

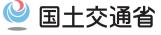
2 下水道事業計画の軽微な変更の範囲に関する見直し【管理番号:106】

第1次回答を踏まえた提案団体からの見解



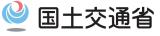
- 〇当市事例(A=0.4ha)については、計画汚水量の増加が極めて 少ないことから、排水施設及び終末処理場の配置及び処理能力 を変更する必要はなく、下水道管理者である市町村が判断する ことが可能である。
- 〇また、整備予定区域に隣接した限定的な区域であり、当該区域内の住民の方々に対して下水道供用開始後の「下水道への接続義務」、「受益者負担金」、「下水道使用料」等について説明を行ない、了承いただいた上での区域の変更であることから、国土交通大臣等による確認は不要であると考える。
- 〇当市事例の様に追加する予定処理区域が限定的で、その他の 区域と明確に分離され、かつ、私権の制限に対し十分な理解を 得られる予定処理区域の境界を変更する場合、国土交通大臣 への協議等が求められることは非効率的であり、軽微な変更と して整理できるよう引続き検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点



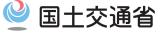
- 〇計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。
- ○国又は都道府県との協議が必要な理由については、関係地方公共団体や私人等へ の影響が大きくその妥当性を国等が確認する必要があるとの説明であるが、私人との 利害調整は国ではなく下水道管理者が自らの責任において行っているものであり、国 等との協議を許容する理由にはならないのではないか。国等との協議の要否は、利害 関係人への意見の申出機会の付与とは切り離して検討すべきではないか。
- ○同様に、変更する面積が狭小であって、他の市町村に影響することが考えられない地 点に位置する土地について、これを予定処理区域に加える場合等に関しては、関係地 方公共団体への影響を考慮する必要はないのではないか。
- ○予定処理区域の面積を変更する場合において、例外なく全ての場合に国等との協議を要する現行制度は過大な関与ではないか。管渠能力や処理場の施設能力への影響がない場合や他の市町村と接しない土地を予定処理区域に加える場合等、関係地方公共団体との利害調整を行う必要がない場合は、国等との協議等を不要とするよう、2次ヒアリングまでに積極的に検討いただきたい。

提案に対する国土交通省の第2次回答

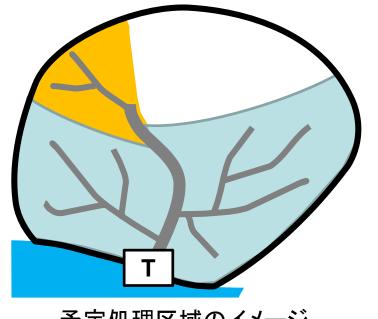


- 〇下水道事業を実施するにあたり、放流先の水質等に影響を及ぼす項目についての変更は特に重要であり、下水道管理者が当該項目について変更を行う場合には、その妥当性を(下水道整備に関する知見を有する国土交通大臣等が)客観的見地から確認する必要がある。
- 〇一方で、今回ご提案いただいた予定処理区域をわずかに拡大する場合で、下水道事業計画の変更が、既存計画における管渠や処理場の配置・能力等に影響しないものであれば、下水道事業計画の変更の際に国等が協議を行わなかったとしても、放流先の水質等への影響が及ぶなどの特段の問題は生じないものと考えることができる。
- 〇よって、<u>予定処理区域のみの下水道事業計画の変更</u>で、<u>既存計画における</u> 管渠や処理場の配置・能力等に影響しないものについては、軽微な変更に該 当するものとして、国土交通大臣等への協議を不要とする方向で検討するこ ととしたい。
- 〇なお、このような場合にあっても私人等への影響は考慮する必要があることから、<u>軽微な変更であっても変更に係る予定処理区域を公示</u>し、利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならないものとする方向で検討することとしたい。

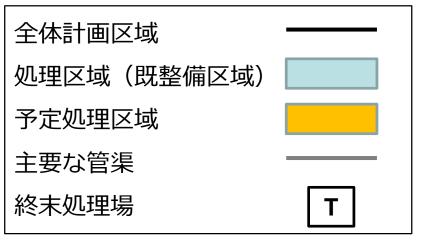
予定処理区域の概要



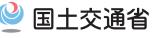
- ○事業計画に定めるべき事項(下水道法第5条)の一つであり、 今後5~7年で下水道を整備する予定の処理区域。
- 〇予定処理区域が<u>排水</u>施設及び終末処理場の配置及び能力に 相応していることが事業計画の要件。(下水道法第6条)
- 〇公共下水道の供用を開始しようとするときには、あらかじめ処理 区域として供用開始日等とともに公示する。(下水道法第9条)



予定処理区域のイメージ



処理区域内の私人に対する義務等



公共下水道の供用が開始されると、処理区域内の一般私人に対して以下の義務等が生じる。

私人に対する義務等

- 〇排水設備の設置、維持管理等(下水道法第10条)
- 〇排水に関する受忍義務等(下水道法第11条) 自分の土地に他人の排水設備を設置すること、又は自分の設置した排水設備を 他人が使用することを受忍する義務
- 〇水洗便所への改造義務等(下水道法第11条の3)

等



【事業計画を策定・変更する場合】

あらかじめ<u>予定処理区域</u>又は工事の着手・完成の予定年月日 <u>を公示し、利害関係人に意見を申し出る機会を与え</u>なければな らない。(下水道法施行令第3条)

※下水道法施行令第5条の2で定める軽微な変更を除く。

17

追加共同提案団体からの見解に対する回答

第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

〇主要な管渠の配置については、下水道以外の他事業(道路改良)による同一道路内での変更の際には、放流先の水質等や私人の利益とは無関係であり、重要な変更には該当しないように考えられるため、改めての関係府省からの回答を求めたい。

6

国土交通省の第2次回答

〇追加提案団体からご提案いただいている、同一道路内での主要な管渠の配置の変更については、同一道路内が同一の建築基準法第42条の規定する道路内を示す場合は、軽微な変更としているところである(下水道法施行令第5条の2)。

参考資料

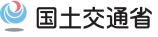
提案の内容

- 〇公共下水道の事業計画について、予定処理区域を変更する場合であっても、その変更する面積の範囲が狭小であるときは、下水道法施行令第5条の2で定める軽微な変更に該当するものとして、国土交通大臣への協議を不要とするように事務の簡素化を求める。
- 〇仮に、現在でも国土交通大臣への協議が不要な場合は、その 旨を明確化することを求める。

【制度改正による効果】

〇下水道事業計画の変更手続を簡素化することで、下水道管理 者の事務負担を軽減するとともに、下水道工事への早期着手が 可能になり、住民サービスの向上につながる。

提案に対する国土交通省の第1次回答(抄)



- 〇下水道法施行令第5条の2各号に掲げる変更が、下水道事業を実施するにあたって特に重要となる、下水の放流先に水質等の観点で影響を及ぼすものや私人の利益との調整を図る必要があるものの変更であり、関係自治体、私人等への影響が大きいことから、下水道管理者が当該変更を行う場合には、その妥当性を、下水道整備に関する知見を有する国土交通大臣等が客観的見地から確認する必要がある。
- 3 〇ご提案に係る予定処理区域については、排水施設及び終末処理場の配置 及び能力に相応している必要があり、また、予定処理区域内の私人に対して は、排水設備の設置や使用料の負担等、種々の義務又は制限が課されるこ とから、予定処理区域の変更は、その程度に関わらず、私人等への影響が 大きい。
 - 〇そのため、下水道管理者が予定処理区域の変更を行うにあたっては、<u>変更</u> する予定処理区域の面積等に関わらず、国土交通大臣又は都道府県知事 への協議に係らしめ、国土交通大臣等が当該変更の妥当性を確認する必 要がある。

提案に対する環境省の考え方①

施設設置者による測定結果の都道府県等への報告・公表について

○地域住民の安心を確保するために実施している測定結果の都道府県等による公表については、 都道府県等が施設からのダイオキシン類の排出状況、 環境中濃度、地域住民の関心等の地域の事情を考慮して、測定結果の公表の実施について判断できるようにするため、努力義務とすることについて検討する。

(ダイ特法第28条4項

「<u>都道府県知事は、</u>前項の規定による報告を受けたときは、その報告を受けた第一項及び第二項の<u>測定の結果を公表するもの</u>とする。」

の規定を努力義務とすることについて検討。)

- ○施設設置者による測定結果の報告については、
- ・令和元年度においても多数の施設で未報告(大気503施設、水質23施設)、基準超過(大気52施設、 水質1施設)といった法令違反が認められており、今後も的確な指導が必要である。
- ・報告された情報は、未報告の施設や基準超過の報告があった施設を対象に立入検査を実施するなど、 効率的に立入検査を実施するために必要な情報である。 また、例えば工場が集中する地域など住民の関心が高い地域において、住民からの通報や問い合わせ に応じて立入検査を実施する第一で情報を取得するより、報告されたデータを活用したすが対象的に
 - に応じて立入検査を実施する等して情報を取得するより、報告されたデータを活用した方が効率的に 住民対応を実施することができる。
- ・事業者からの測定結果の報告先については、行政指導等の指導監督権限を有する都道府県等であるべきだと考える。
- ・以上のことから、施設設置者による測定結果の都道府県への報告については引き続き必要である。

提案に対する環境省の考え方②

電子システムによる事務負担の軽減について

- ○地方公共団体が行う事務の効率化・負担軽減は重要であると考えており、施設設置者からの都 道府県等への測定結果の報告を電子システム化することで、施設の設置者及び都道府県等両者 の事務負担軽減が図れるものと考えている。
- ○ただし、<u>令和4年度に調査事業等を実施</u>して、<u>都道府県の報告の受入状況等を確認し、費用対</u> <u>効果が高い電子システムとなるよう検討</u>したいと考えており、<u>令和5年度に電子システムの構</u> 築、令和6年度に電子システムの運用を開始することを目指している。
- ○現段階において、電子システムの詳細についてお約束することは難しい状況である。

都道府県等



施設の設置者

ダイオキシン類の 排出状況の測定 結果 報告

電子システム

- ・施設設置者が自主測定結果を入力することにより報告
- ・エラーチェック機能等による確認作業の効率化
- ・ダイ特法28条に基づく報告の公表様式の自動作成
- ・電子システム上の情報共有により都道府県等から国への報告手続きの効率化

結果 公表 地域住民 (施設周辺 の住民等)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
システム開発の スケジュール	予算要求	予算要求 手続調査・基本構想の検討	予算要求システム構築システム構築	運用開始



脱炭素社会実現に係る各計画の統廃合及び策定支援

2021年10月5日 環境省











219 環境分野における各種計画策定の統廃合について



求める措置の具体的内容

n 気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画 について、統廃合などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点【一部抜粋】

- n 本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。
- n <u>各計画の法律上の統合が困難な場合には、計画相互の代替を可能とする旨の規定を設けるなど法令上の対応を行っていただ</u> きたい。

環境省からの二次回答

26

n 地域気候変動適応計画、地方公共団体実行計画及び環境保全活動等行動計画は、他の関連する計画の一部に組み込む 形で策定可能であり、現にそのような事例もある。こうした旨は既に周知しているところであるが、<u>引き続き、施行通知、計画策定</u> のマニュアル、逐条解説、会議資料及びウェブサイト、各種制度の説明会、自治体向け研修等において、丁寧に周知してまいりた い。

39 地域気候変動適応計画の策定を都道府県単位のみとすること等の見直し



求める措置の具体的内容

- n 地域気候変動適応計画の策定を都道府県単位のみとすることの見直しを行うこと。
- n 単独策定する場合には、技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等を行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点【抜粋】

n 市町村の努力義務の廃止が困難である場合には、<u>地域単位の気候変動影響評価を国で実施するなど、より効果的な支援を</u> 行うべきではないか。

環境省からの二次回答の要点

27

- n 地理的に近接しており気温や降水量の変化が(都道府県単位の評価でカバーできる程度に)同様であったとしても、地理的・社会的状況によって気候変動の影響の出方も対策も異なる。【参考 1】
- n このような<u>地域特性や住民ニーズを的確に反映した、より適切な地域の計画を策定できるのは、住民から近いところで日々業務に</u> <u>当たっている市町村のみであることから、地域気候変動適応計画の策定については、市町村の努力義務規定を維持することが適</u> 当と考えている。
- n 「より効果的な支援を行うべき」という御指摘については、<u>来年度にマニュアルを改定。また、</u>例えば、地域の気候変動影響に関する情報が記入された「適応計画ひな形」の自動作成ツールの提供など、<u>計画策定を担当する市町村職員の負担をさらに軽減するべく検討を進めたい。</u>また、気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)について、広域協議会や自治体向け研修などの機会で周知を進めるとともに、必要な情報が見つけやすくなるように丁夫するなど、引き続き改善を進めたい。【参考 2 】

近接しているが社会的状況等に対応した異なる適応計画を策定している市の例



栃木県宇都宮市・日光市は同県内で近接しているが、人口、産業、森林面積 等の社会的自然的状況等、地域の特色や課題に対応した適応計画が策定され ている。



県内25市町の人口、面積(令和2年10月1日現在)栃木 県HP

https://www.pref.tochigi.lg.jp/c05/kensei/aramashi /sugata/iinkou-menseki.html

令和元(2019)年 宇都宮市観光動態調査

https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/_res/project s/default project/ page /001/007/262/rwandoutait yousa.pdf

日光市観光客入込数·宿泊数調査結果(平成31年1月~ 今和元年12月)

https://www.city.nikko.lg.jp/kouryuu/documents/r1 tokei.pdf

平成30(2018)年度市町村民経済計算

https://www.pref.tochigi.lg.jp/c04/pref/toukei/touk ei/cgdp.html

栃木県森林·林業統計書

28

http://www.pref.tochigi.lg.jp/d01/sinrintoukei.html 国立環境研究所気候変動適応センター資料

各地域気候変動適応計画に掲載された適応策をカウントし、 気候変動影響評価で使用している分野に分類

	之十	· 🔼	小	ΝŦ	ここ]空	\
`	工厂	. 女	ロソ	1 /	ハノ	等	

< 気候変動適応計画における適応策の数 >

	項目	宇都宮市	日光市	項目	I	宇都宮市	日光市
	<mark>人口</mark> (人)	518,864	77,475	地域適応計画に記載 された適応策総数 (件)		2 2	4.5
	人口密度 (人/3「)	1,245	53				4 5
	市内総生産			うち、下記の	分野の適り	芯策数	
	(名目) (百万	3,017,891	294,419	健康	熱	5	> 1
:	円)			産業·			
	うち 宿泊・ 飲食サービス 業の比率	1.8%	8.9%	経済活 都 _動 ---	観光 ——	.———	< 3
it it		<		農	農業	5	6
1	宿泊観光客 数(千人)	1,615	3,294	農林水	林業	0>	< 3
	面積 (3 [「])	416.85	1,449.83		K產業	0	1
	,			一水環境·水資源 一 百然生態系		1	7
	うち 林野面積 の比率	19.4%	86.3%				< 4

適応計画策定に係る市町村職員の負担軽減

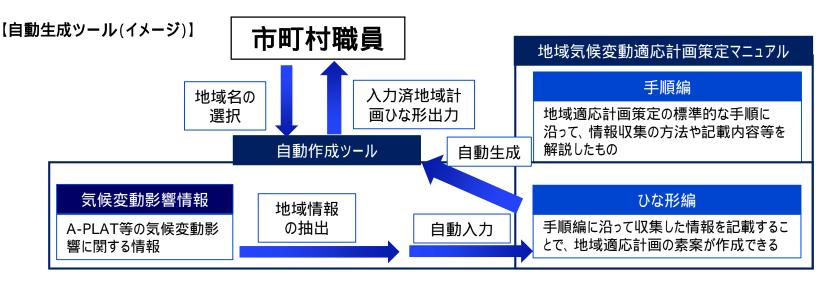


マニュアルやA-PLATの改善により、市町村職員の負担のさらなる軽減を進める。

1.マニュアルの改善

来年度にマニュアル改定。

地域の気候変動影響に関する情報が記入された「適応計画ひな形」の自動作成ツールの提供。



2.気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)の改善

広域協議会や自治体向け研修などの機会で周知 地域適応計画の策定に必要な、マニュアルに沿った情報が見つけやすくなるように工夫

3.専門家派遣の充実

計画策定のための専門家派遣を充実する。(1次回答の内容)

38 地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る支援等の拡充



求める措置の具体的内容

- n 技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等
- n 温室効果ガス削減対策による削減量を通知・計画等によって明示
- n 国または都道府県の主導による市町村の温室効果ガスの算定

環境省からの第1次回答を踏まえた提案団体、追加共同提案団体からの見解【抜粋】

- n 温室効果ガス排出量の算定方法について、マニュアルの改定をする際、地方の声を十分に〈み取っていただきたい。また、マニュアル の改訂だけでは、算定業務の負担軽減につながらず、国の主導による市町村の温室効果ガスの算定についてご検討いただきたい。
- n 正式な「排出量の推定方法」を、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」改定時に具体的にお示しいただきたい。「自 治体排出量カルテ」の数値を正とするのであれば、各自治体で改めて現況を推計する必要はなくなる。
- n 自治体の財政負担がかからない手法として、専門知識のある人材をアドバイザーのような形で派遣することを検討していただきたい。
- n 国の地球温暖化対策計画に掲げられた対策・施策による排出削減量を通知・計画等で明示していただきたい。

環境省からの二次回答の要点

- n 地方公共団体が活用できる温室効果ガス排出量の推計値について、「自治体排出量カルテ」で都道府県・市町村別に公表している。地方公共団体の裁量の確保のため、地方公共団体が独自のデータに基づき推計した排出量や、「自治体排出量カルテ」により公表された排出量のいずれを活用しても差し支えないものと考えているが、このような考え方も含めて、今後改定する「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」の中で丁寧に示していく。
- n 専門人材の派遣については、「地域脱炭素ロードマップ」において、国の積極支援のメカニズムの一つとして人材派遣・研修等を掲 げており、他省庁とも連携しながら必要な支援を行っていく。
- n 今年度改定を行う「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」において、国の地球温暖化対策計画(案)も踏まえた、地球温暖化対策・施策ごとの排出削減効果を把握するための参考となる資料をお示しする。